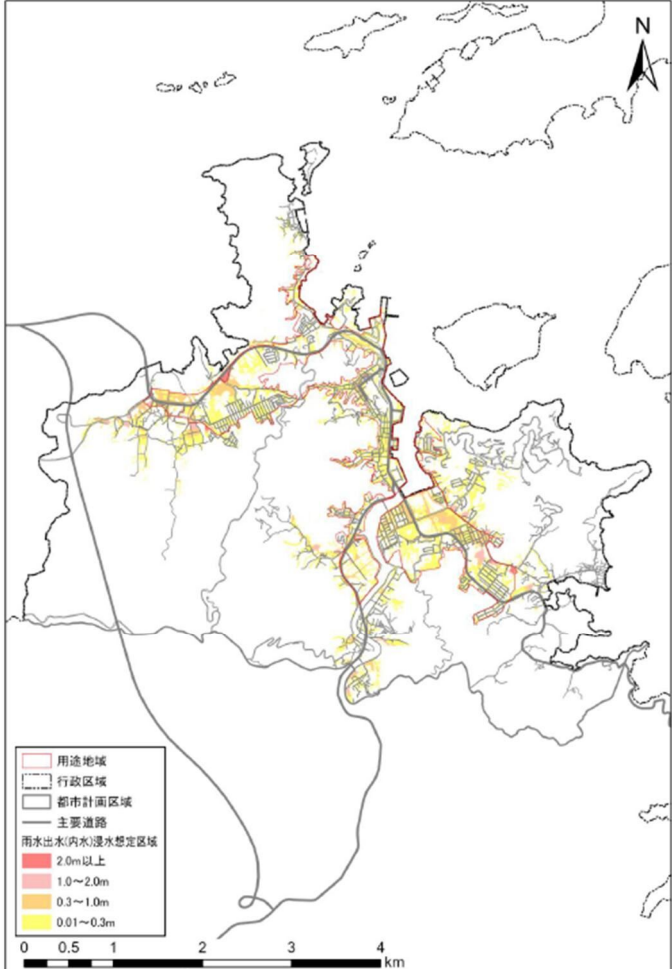
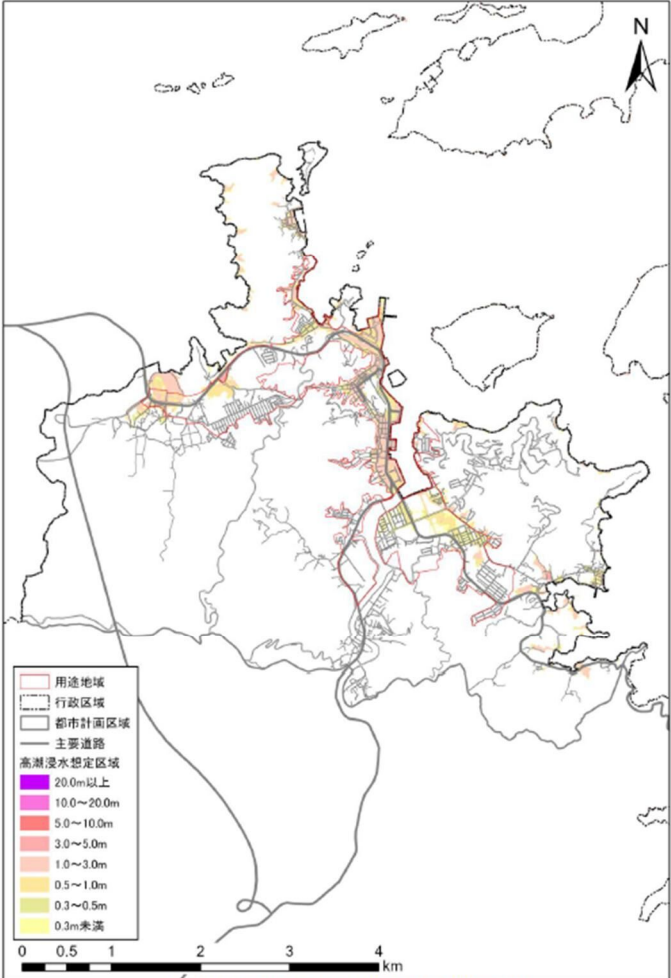


新旧対照表

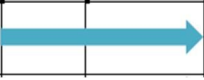
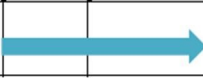


1 三重県意見対応

No.	ページ	新	旧								
1	32	本市は多くの河川(加茂川、堀通川、紙漉川、大吉川、鈴串川、白木川、鳥羽河内川、落口川等)が流れているため、台風や集中豪雨による河川氾濫や内水氾濫の被害を受けやすい地域となっています。	本市は多くの河川(加茂川、堀通川、紙漉川、大吉川、鈴串川、白木川、鳥羽河内川、落口川)が流れているため、台風や集中豪雨による河川氾濫や内水氾濫の被害を受けやすい地域となっています。								
2	177	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">洪水</div> <div style="background-color: #ffff00; padding: 2px; display: inline-block;">・長期浸水(概ね3日以上)となる箇所はない</div>									
3	186	より甚大な被害をもたらすことが想定される「洪水浸水深 3.0m 以上」「家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食)」「津波浸水深 2.0m 以上」「土砂災害特別警戒区域」「急傾斜地崩壊危険区域」「地すべり防止区域」については、災害リスクの回避(ソフト)に取り組む方針とし、居住誘導区域からも除外します。	より甚大な被害をもたらすことが想定される「洪水浸水深 3.0m 以上」「家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸浸食)」「津波浸水深 2.0m 以上」「土砂災害特別警戒区域」「急傾斜地崩壊危険区域」「地すべり防止区域」については、災害リスクの回避(ソフト)に取り組む方針とし、居住誘導区域からも除外します。								
5	190	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">危険管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">市全域</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">県・市</td> <td style="width: 45%; text-align: center;"> </td> </tr> </table>	危険管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置	市全域	県・市		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">危険管理水位計等の設置</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">市全域</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">県・市</td> <td style="width: 45%; text-align: center;"> </td> </tr> </table>	危険管理水位計等の設置	市全域	県・市	
危険管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置	市全域	県・市									
危険管理水位計等の設置	市全域	県・市									
9	188	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">砂防関係施設の整備</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">居住誘導区域及び居住誘導区域に接続する重要ネットワークインフラ</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">県</td> <td style="width: 35%; text-align: center;"> </td> </tr> </table>	砂防関係施設の整備	居住誘導区域及び居住誘導区域に接続する重要ネットワークインフラ	県		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">砂防関係施設の整備</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">居住誘導区域内</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">県</td> <td style="width: 35%; text-align: center;"> </td> </tr> </table>	砂防関係施設の整備	居住誘導区域内	県	
砂防関係施設の整備	居住誘導区域及び居住誘導区域に接続する重要ネットワークインフラ	県									
砂防関係施設の整備	居住誘導区域内	県									

No.	ページ	新	旧
10	88	<p data-bbox="495 272 936 293">【参考】雨水出水(内水)浸水想定区域(想定最大規模:L2)</p> <p data-bbox="528 312 1209 367">用途地域内では、ほとんどが雨水出水(内水)浸水想定区域に含まれていますが、2.0m以上の箇所はほとんどなく、3.0m以上の箇所はありません。</p>  <p data-bbox="618 1353 1066 1374">図【参考】雨水出水(内水)浸水想定区域(想定最大規模:L2)</p>	

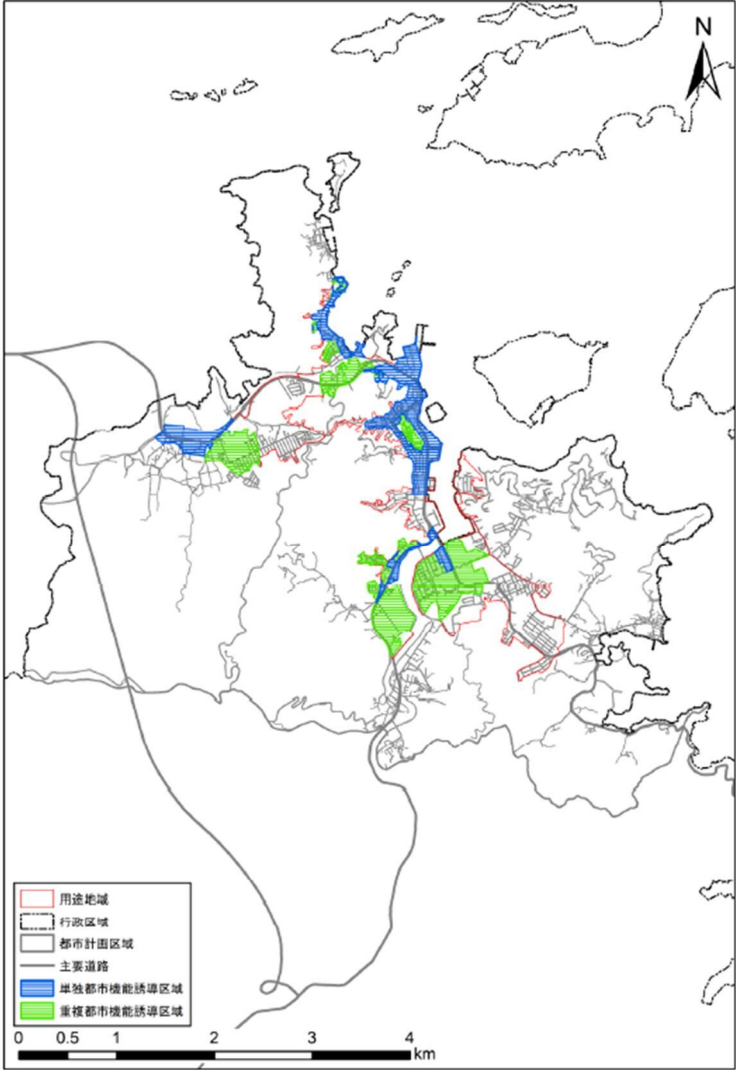
No.	ページ	新	旧
10	89	<p data-bbox="499 268 846 292">【参考】高潮浸水想定区域(想定最大規模:L2)</p> <p data-bbox="533 308 1209 363">沿岸部を中心に、高潮浸水想定区域が指定されていますが、そのほとんどが 3m 未満となっています。</p>  <p data-bbox="667 1353 1025 1377">図【参考】高潮浸水想定区域(想定最大規模:L2)</p>	

新旧対照表

No.	ページ	新				旧			
12	189	緊急輸送道路の環境整備	市全域	県・市		緊急輸送道路の環境整備	市全域	市	
13	188	治山関係施設の整備、保安林整備	市全域	県		保安林の改良・整備	市全域	県	

2 事務局修正（抜粋）

No.	ページ	新	旧
1	10	<p>低未利用土地は、小浜町や池上町、鳥羽5丁目、大明西町周辺に多く分布しています。</p>	<p>用途地域内の空地(未利用地)の分布をみると、鳥羽駅や中之郷駅周辺には、平面駐車場等が多く、池の浦駅周辺や鳥羽駅の北西、志摩赤崎駅の周辺、南部の用途地域外縁部には、農地や未利用宅地が多く分布しています。</p>
2	105	<p>STEP2 までで抽出された都市機能誘導区域について、まちのまとまりを踏まえてエリア分けを行い、下表の視点により、エリア別に都市機能誘導区域の妥当性を検討します。</p> <p>エリア区分は、「鳥羽駅周辺エリア」「大明エリア」「小浜エリア」「池の浦駅周辺エリア」「志摩赤崎駅周辺エリア」「安久志エリア」とし、各エリアにおいて、単独都市機能誘導区域と重複都市機能誘導区域を含む場合は、それぞれの妥当性を検討します。</p> <p>次頁以降での妥当性の検討により、「安久志エリア」のみ都市機能誘導区域から除外することとし、最終的な都市機能誘導区域は、それ以外の5つのエリアとしました。</p>	<p>STEP2 までで抽出された都市機能誘導区域について、まちのまとまりを踏まえてエリア分けを行い、下表の視点により、エリア別に都市機能誘導区域の妥当性を検討します。</p> <p>エリア区分は、「鳥羽駅周辺エリア」「大明エリア」「小浜エリア」「池の浦駅周辺エリア」「赤崎駅周辺エリア」「安久志エリア」とし、各エリアにおいて、単独都市機能誘導区域と重複都市機能誘導区域を含む場合は、それぞれの妥当性を検討します。</p> <p>次頁以降での妥当性の検討により、「安久志エリア」のみ都市機能誘導区域から除外することとし、最終的な都市機能誘導区域は、それ以外の5つのエリアとしました。</p>

No.	ページ	新	旧
3	119	 <p data-bbox="714 1358 965 1378">図 最終的な都市機能誘導区域</p>	

新旧対照表

No.	ページ	新	旧																																																																																				
4	122	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">都市機能誘導区域</td> <td>単独</td> <td>65.1</td> <td>1,120</td> <td>9.4</td> <td>10.3%</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td>重複</td> <td>93.6</td> <td>1,530</td> <td>14.1</td> <td>22.0%</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>158.8</td> <td>2,650</td> <td>12.1</td> <td>32.3%</td> <td>21.9%</td> </tr> </table>	都市機能誘導区域	単独	65.1	1,120	9.4	10.3%	7.0%	重複	93.6	1,530	14.1	22.0%	14.9%	計	158.8	2,650	12.1	32.3%	21.9%	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">都市機能誘導区域</td> <td>単独</td> <td>609</td> <td>609.0</td> <td>9.4</td> <td>10.3%</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td>重複</td> <td>1,299</td> <td>1,298.7</td> <td>14.1</td> <td>22.0%</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,908</td> <td>1,907.7</td> <td>12.1</td> <td>32.3%</td> <td>21.9%</td> </tr> </table>	都市機能誘導区域	単独	609	609.0	9.4	10.3%	7.0%	重複	1,299	1,298.7	14.1	22.0%	14.9%	計	1,908	1,907.7	12.1	32.3%	21.9%																																														
都市機能誘導区域	単独	65.1		1,120	9.4	10.3%	7.0%																																																																																
	重複	93.6		1,530	14.1	22.0%	14.9%																																																																																
	計	158.8	2,650	12.1	32.3%	21.9%																																																																																	
都市機能誘導区域	単独	609	609.0	9.4	10.3%	7.0%																																																																																	
	重複	1,299	1,298.7	14.1	22.0%	14.9%																																																																																	
	計	1,908	1,907.7	12.1	32.3%	21.9%																																																																																	
5	162	<table border="1"> <tr> <td>観光資源の魅力向上と旅行者の受入環境の充実</td> <td>令和8年(2026年)4月1日から課税を開始した宿泊税を充当し、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の市民生活と調和した持続可能な観光まちづくりの施策を推進します。</td> <td>市</td> </tr> </table>	観光資源の魅力向上と旅行者の受入環境の充実	令和8年(2026年)4月1日から課税を開始した宿泊税を充当し、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の市民生活と調和した持続可能な観光まちづくりの施策を推進します。	市	<table border="1"> <tr> <td>観光資源の魅力向上と旅行者の受入環境の充実</td> <td>観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の市民生活と調和した持続可能な観光まちづくりの施策に要する費用に充てることを目的に、令和8年(2026年)4月1日から宿泊税の課税を開始します。</td> <td>市</td> </tr> </table>	観光資源の魅力向上と旅行者の受入環境の充実	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の市民生活と調和した持続可能な観光まちづくりの施策に要する費用に充てることを目的に、令和8年(2026年)4月1日から宿泊税の課税を開始します。	市																																																																														
観光資源の魅力向上と旅行者の受入環境の充実	令和8年(2026年)4月1日から課税を開始した宿泊税を充当し、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の市民生活と調和した持続可能な観光まちづくりの施策を推進します。	市																																																																																					
観光資源の魅力向上と旅行者の受入環境の充実	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の市民生活と調和した持続可能な観光まちづくりの施策に要する費用に充てることを目的に、令和8年(2026年)4月1日から宿泊税の課税を開始します。	市																																																																																					
6	163	<p>表 対象となる都市計画道路(市道)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>車線数</th> <th>幅員(m)</th> <th>計画道路延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.4.3 鳥羽駅臨港線</td> <td>2</td> <td>16</td> <td>約300</td> </tr> <tr> <td>3.5.6 岩崎樋の山線</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>約650</td> </tr> </tbody> </table>	名称	車線数	幅員(m)	計画道路延長(m)	3.4.3 鳥羽駅臨港線	2	16	約300	3.5.6 岩崎樋の山線	2	12	約650	<p>表 事業対象となる都市計画道路(市道)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>車線数</th> <th>幅員(m)</th> <th>計画道路延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3.1 国道167号線</td> <td>4</td> <td>23</td> <td>約6,890</td> </tr> <tr> <td>3.4.3 鳥羽駅臨港線</td> <td>2</td> <td>16</td> <td>約300</td> </tr> <tr> <td>3.5.6 岩崎樋の山線</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>約650</td> </tr> </tbody> </table>	名称	車線数	幅員(m)	計画道路延長(m)	3.3.1 国道167号線	4	23	約6,890	3.4.3 鳥羽駅臨港線	2	16	約300	3.5.6 岩崎樋の山線	2	12	約650																																																								
名称	車線数	幅員(m)	計画道路延長(m)																																																																																				
3.4.3 鳥羽駅臨港線	2	16	約300																																																																																				
3.5.6 岩崎樋の山線	2	12	約650																																																																																				
名称	車線数	幅員(m)	計画道路延長(m)																																																																																				
3.3.1 国道167号線	4	23	約6,890																																																																																				
3.4.3 鳥羽駅臨港線	2	16	約300																																																																																				
3.5.6 岩崎樋の山線	2	12	約650																																																																																				
7	164	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施行者の名称</th> <th rowspan="2">都市計画事業の種類及び名称</th> <th rowspan="2">事業地</th> <th rowspan="2">改修事業の概要</th> <th colspan="2">事業施行期間</th> <th rowspan="2">新たな土地の取用又は使用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>自</th> <th>至</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥羽市</td> <td>鳥羽都市計画道路事業 3.4.3 鳥羽駅臨港線</td> <td>鳥羽一丁目</td> <td>道路・高質空間形成施設</td> <td>立地適正化計画の公表の日</td> <td>令和13年(2031年)3月31日</td> <td>該当しない</td> <td>新規社会資本整備総合交付金(都市構造再編集中支援事業)</td> </tr> <tr> <td>鳥羽市</td> <td>鳥羽都市計画公園事業 4.4.1 市民の森公園</td> <td>大明東町</td> <td>長寿命化対策</td> <td>立地適正化計画の公表の日</td> <td>令和13年(2031年)3月31日</td> <td>該当しない</td> <td>新規社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業)</td> </tr> <tr> <td>鳥羽市</td> <td>鳥羽都市計画公園事業 3.3.1 池上公園</td> <td>池上町</td> <td>長寿命化対策</td> <td>立地適正化計画の公表の日</td> <td>令和13年(2031年)3月31日</td> <td>該当しない</td> <td>新規社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業)</td> </tr> </tbody> </table>	施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	改修事業の概要	事業施行期間		新たな土地の取用又は使用	備考	自	至	鳥羽市	鳥羽都市計画道路事業 3.4.3 鳥羽駅臨港線	鳥羽一丁目	道路・高質空間形成施設	立地適正化計画の公表の日	令和13年(2031年)3月31日	該当しない	新規社会資本整備総合交付金(都市構造再編集中支援事業)	鳥羽市	鳥羽都市計画公園事業 4.4.1 市民の森公園	大明東町	長寿命化対策	立地適正化計画の公表の日	令和13年(2031年)3月31日	該当しない	新規社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業)	鳥羽市	鳥羽都市計画公園事業 3.3.1 池上公園	池上町	長寿命化対策	立地適正化計画の公表の日	令和13年(2031年)3月31日	該当しない	新規社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施行者の名称</th> <th rowspan="2">都市計画事業の種類及び名称</th> <th rowspan="2">事業地</th> <th rowspan="2">改修事業の概要</th> <th colspan="2">事業施行期間</th> <th rowspan="2">新たな土地の取用又は使用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>自</th> <th>至</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥羽市</td> <td>鳥羽都市計画道路事業 3.4.3 鳥羽駅臨港線</td> <td>鳥羽一丁目</td> <td>道路・高質空間形成施設</td> <td>立地適正化計画の公表の日</td> <td>令和13年(2031年)3月31日</td> <td>該当しない</td> <td>新規社会資本整備総合交付金(都市構造再編集中支援事業)</td> </tr> <tr> <td>鳥羽市</td> <td>鳥羽都市計画道路事業 3.5.6 岩崎樋の山線</td> <td>鳥羽一丁目 鳥羽三丁目</td> <td>道路・高質空間形成施設</td> <td>立地適正化計画の公表の日</td> <td>令和13年(2031年)3月31日</td> <td>該当しない</td> <td>新規社会資本整備総合交付金(都市構造再編集中支援事業)</td> </tr> <tr> <td>鳥羽市</td> <td>鳥羽都市計画公園事業 4.4.1 市民の森公園</td> <td>大明東町</td> <td>長寿命化対策</td> <td>立地適正化計画の公表の日</td> <td>令和13年(2031年)3月31日</td> <td>該当しない</td> <td>新規社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業)</td> </tr> <tr> <td>鳥羽市</td> <td>鳥羽都市計画公園事業 3.3.1 池上公園</td> <td>池上町</td> <td>長寿命化対策</td> <td>立地適正化計画の公表の日</td> <td>令和13年(2031年)3月31日</td> <td>該当しない</td> <td>新規社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業)</td> </tr> <tr> <td>鳥羽市</td> <td>鳥羽都市計画公園事業 2.2.1 城山公園</td> <td>鳥羽三丁目</td> <td>公園・高質空間形成施設</td> <td>立地適正化計画の公表の日</td> <td>令和13年(2031年)3月31日</td> <td>該当しない</td> <td>新規社会資本整備総合交付金(都市構造再編集中支援事業)</td> </tr> </tbody> </table>	施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	改修事業の概要	事業施行期間		新たな土地の取用又は使用	備考	自	至	鳥羽市	鳥羽都市計画道路事業 3.4.3 鳥羽駅臨港線	鳥羽一丁目	道路・高質空間形成施設	立地適正化計画の公表の日	令和13年(2031年)3月31日	該当しない	新規社会資本整備総合交付金(都市構造再編集中支援事業)	鳥羽市	鳥羽都市計画道路事業 3.5.6 岩崎樋の山線	鳥羽一丁目 鳥羽三丁目	道路・高質空間形成施設	立地適正化計画の公表の日	令和13年(2031年)3月31日	該当しない	新規社会資本整備総合交付金(都市構造再編集中支援事業)	鳥羽市	鳥羽都市計画公園事業 4.4.1 市民の森公園	大明東町	長寿命化対策	立地適正化計画の公表の日	令和13年(2031年)3月31日	該当しない	新規社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業)	鳥羽市	鳥羽都市計画公園事業 3.3.1 池上公園	池上町	長寿命化対策	立地適正化計画の公表の日	令和13年(2031年)3月31日	該当しない	新規社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業)	鳥羽市	鳥羽都市計画公園事業 2.2.1 城山公園	鳥羽三丁目	公園・高質空間形成施設	立地適正化計画の公表の日	令和13年(2031年)3月31日	該当しない	新規社会資本整備総合交付金(都市構造再編集中支援事業)
施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地					改修事業の概要	事業施行期間			新たな土地の取用又は使用	備考																																																																											
			自	至																																																																																			
鳥羽市	鳥羽都市計画道路事業 3.4.3 鳥羽駅臨港線	鳥羽一丁目	道路・高質空間形成施設	立地適正化計画の公表の日	令和13年(2031年)3月31日	該当しない	新規社会資本整備総合交付金(都市構造再編集中支援事業)																																																																																
鳥羽市	鳥羽都市計画公園事業 4.4.1 市民の森公園	大明東町	長寿命化対策	立地適正化計画の公表の日	令和13年(2031年)3月31日	該当しない	新規社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業)																																																																																
鳥羽市	鳥羽都市計画公園事業 3.3.1 池上公園	池上町	長寿命化対策	立地適正化計画の公表の日	令和13年(2031年)3月31日	該当しない	新規社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業)																																																																																
施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	改修事業の概要	事業施行期間		新たな土地の取用又は使用	備考																																																																																
				自	至																																																																																		
鳥羽市	鳥羽都市計画道路事業 3.4.3 鳥羽駅臨港線	鳥羽一丁目	道路・高質空間形成施設	立地適正化計画の公表の日	令和13年(2031年)3月31日	該当しない	新規社会資本整備総合交付金(都市構造再編集中支援事業)																																																																																
鳥羽市	鳥羽都市計画道路事業 3.5.6 岩崎樋の山線	鳥羽一丁目 鳥羽三丁目	道路・高質空間形成施設	立地適正化計画の公表の日	令和13年(2031年)3月31日	該当しない	新規社会資本整備総合交付金(都市構造再編集中支援事業)																																																																																
鳥羽市	鳥羽都市計画公園事業 4.4.1 市民の森公園	大明東町	長寿命化対策	立地適正化計画の公表の日	令和13年(2031年)3月31日	該当しない	新規社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業)																																																																																
鳥羽市	鳥羽都市計画公園事業 3.3.1 池上公園	池上町	長寿命化対策	立地適正化計画の公表の日	令和13年(2031年)3月31日	該当しない	新規社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業)																																																																																
鳥羽市	鳥羽都市計画公園事業 2.2.1 城山公園	鳥羽三丁目	公園・高質空間形成施設	立地適正化計画の公表の日	令和13年(2031年)3月31日	該当しない	新規社会資本整備総合交付金(都市構造再編集中支援事業)																																																																																

新旧対照表

No.	ページ	新	旧
8	167	<pre> graph TD Q1[立地場所が居住誘導区域か] -- はい --> R1[届出不要] Q1 -- いいえ --> Q2[3戸以上、又は1,000㎡以上の開発行為・建築行為か] Q2 -- はい --> R2[届出必要] Q2 -- いいえ --> R1 </pre> <p>※開発区域又は建築物の敷地の過半の属する区域が居住誘導区域外の場合は、居住誘導区域外に属するものとし、届出の対象となります。</p>	<pre> graph TD Q1[立地場所が居住誘導区域外か] -- はい --> Q2[3戸以上、又は1,000㎡以上の開発行為・建築行為か] Q1 -- いいえ --> R1[届出不要] Q2 -- はい --> R2[届出必要] Q2 -- いいえ --> R1 </pre> <p>※開発区域又は建築物の敷地の過半の属する区域が居住誘導区域外の場合は、届出が必要になります。</p>
8	170	<pre> graph TD Q1[建物用途が誘導施設に該当するか] -- はい --> Q2[立地場所が都市機能誘導区域か] Q1 -- いいえ --> R1[届出必要] Q2 -- はい --> Q3[立地場所の都市機能誘導区域において誘導施設に設定されているか] Q2 -- いいえ --> R1 Q3 -- はい --> R2[届出不要] Q3 -- いいえ --> R1 </pre> <p>全体的に修正</p> <p>※開発区域又は建築物の敷地の過半の属する区域が都市機能誘導区域外の場合は、都市機能誘導区域外に属するものとし、届出の対象となります。</p>	<pre> graph TD Q1[立地場所が都市機能誘導区域内か] -- はい --> Q2[立地場所の都市機能誘導区域において誘導施設に設定されているか] Q1 -- いいえ --> R1[届出必要] Q2 -- はい --> R2[届出不要] Q2 -- いいえ --> R1 Q3[建物用途が誘導施設に該当するか] -- はい --> Q2 Q3 -- いいえ --> R1 </pre> <p>※開発区域又は建築物の敷地の過半の属する区域が都市機能誘導区域外の場合は、届出が必要になります。</p>

新旧対照表

No.	ページ	新	旧
8	171	<pre> graph TD Q1[建物用途が誘導施設に該当するか] -- はい --> Q2[立地場所が都市機能誘導区域か] Q1 -- いいえ --> A[届出不要] Q2 -- はい --> Q3[立地場所の都市機能誘導区域において誘導施設に設定されているか] Q2 -- いいえ --> A Q3 -- はい --> B[届出必要] Q3 -- いいえ --> A </pre> <p>※開発区域又は建築物の敷地の過半の属する区域が都市機能誘導区域の場合は、都市機能誘導区域に属するものとし、届出の対象となります。</p>	<pre> graph TD Q1[建物用途が誘導施設に該当するか] -- はい --> Q2[立地場所が都市機能誘導区域内か] Q1 -- いいえ --> A[届出不要] Q2 -- はい --> Q3[立地場所の都市機能誘導区域において誘導施設に設定されているか] Q2 -- いいえ --> A Q3 -- はい --> B[届出必要] Q3 -- いいえ --> A </pre> <p>※開発区域又は建築物の敷地の過半の属する区域が都市機能誘導区域内の場合は、届出が必要になります。</p>